

吹田市下水道条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(排水設備指定工事店の指定基準等) 第9条 排水設備指定工事店は、次に掲げる要件を備えるもののうちから指定する。 (1) -----略----- (2) 専属の責任技術者を有すること。 (3) } 2 } -----略----- 3 } <u>(代理人及び総代人)</u> <u>第13条 前条第1項の届出をした者(以下「使用届出者」という。)が市内に居住しないときその他の市長が必要があると認めるときは、使用届出者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人に選任しなければならない。</u> <u>2 市長は、排水設備を共有する使用届出者に対し、総代人の選定を求めることができる。</u> <u>3 市長は、代理人又は総代人が代理人又は総代人として不適当であると認めるときは、当該代理人又は総代人の選任又は選定をした者にその変更を求めることができる。</u> <u>(届出の義務)</u> <u>第14条 使用届出者、代理人又は総代人は、その住所に変更があつたとき又は代理人若しくは総代人に変更があつたときは、直ちに市長に届け出なければならない。</u>	(排水設備指定工事店の指定基準等) 第9条 排水設備指定工事店は、次に掲げる要件を備えるもののうちから指定する。 (1) -----略----- (2) 責任技術者を有すること。 (3) } 2 } -----略----- 3 } <u>第13条及び第14条 削除</u>